明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**四六）　二
○農住組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**二）　六
○特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（**経済産業・環境**一）　七

〔告　示〕

○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（**金融庁・法務**一）　一〇
○令和四年総務省告示第三百六十五号の一部を訂正する件（**総務**六七）　一二
○令和五年総務省告示第三百四十三号の一部を訂正する件（**同**六八）　一三
○令和元年総務省告示第二百六十七号の一部を訂正する件（**同**六九）　一九
○令和二年総務省告示第七十三号の一部を訂正する件（**同**七〇）　二〇
○令和三年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件（**同**七一）　二二
○令和三年総務省告示第四百四号の一部を訂正する件（**同**七二）　二三
○令和四年総務省告示第六十二号の一部を訂正する件（**同**七三）　二三
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**七四）　三三
○令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件（**同**七五）　四四
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**七六）　五五
○令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（**同**七七）　七七
○令和五年総務省告示第三百六十三号の一部を訂正する件（**同**七八）　七七
○令和五年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件（**同**七九）　二六
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**厚生労働**九四）　二九
○児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件（**同**九五）　三一
○肥料を登録した件（**農林水産**五六五）　三三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**同**五六六）　三三
○エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（**経済産業**二六）　三六
○高知空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**一九二）　三七
○宮崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一九三）　三八
○都市計画に関する件
（**関東地方整備局**一〇五～一一四）　三九
○道路に関する件
（**中部地方整備局**二九）　四一
○道路に関する件
（**九州地方整備局**三四～三八）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四三
特殊法人等
上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　五三
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五三
会社その他
会社決算公告　六六

省　令

○厚生労働省令第四十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条第二項及び第十三条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正）

第一条　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 一　（略） 二　（略） ㈠　（略） ㈡　牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準 ⑴　牛乳 1　成分規格 無脂乳固形分　八・〇％以上 乳脂肪分　三・〇％以上 比重（摂氏一五度において）　一・〇二八以上 酸度（乳酸として） ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの　〇・一八％以下 ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの　〇・二〇％以下 細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）　五〇、〇〇〇以下（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないもの（2　製造の方法の基準に規定する摂氏一〇度以下で保存することを要しないものをいう。この1において同じ。）を除く。） 大腸菌群　陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。） 発育し得る微生物　陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。） 2　製造の方法の基準 保持式により摂氏六三度で三〇分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること。ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないもの（常温保存可能品（牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充塡したものをいう。以下同じ。）又は充塡後殺菌製品（牛乳、成分	**別表** 一　（略） 二　（略） ㈠　（略） ㈡　牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準 ⑴　牛乳 1　成分規格 無脂乳固形分　八・〇％以上 乳脂肪分　三・〇％以上 比重（摂氏一五度において）　一・〇二八以上 酸度（乳酸として） ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの　〇・一八％以下 ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの　〇・二〇％以下 細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）　五〇、〇〇〇以下 大腸菌群　陰性 （新設） 2　製造の方法の基準 保持式により摂氏六十三度で三十分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌すること。

調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳又は乳飲料のうち、保存性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあっては、次の方法で行わなければならない。

a　常温保存可能品にあっては、原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させるのに十分な効力を有する加熱殺菌方法及びあらかじめ殺菌した適切な容器包装へ無菌的に充填する方法として当該食品を製造する者があらかじめ定めた方法（原材料の加熱殺菌においては、摂氏一二〇度で四分間加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法に限る。）

b　充填後殺菌製品にあっては、保存性のある容器に入れ、かつ、摂氏一二〇度で四分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌する方法

3　保存の方法の基準

a　常温保存可能品及び充填後殺菌製品を除き、殺菌後直ちに摂氏一〇度以下に冷却して保存すること。

（新設）

3　保存の方法の基準

a　殺菌後直ちに摂氏十度以下に冷却して保存すること。ただし、常温保存可能品（牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生上摂氏十度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。以下同じ。）にあっては、この限りでない。

b　（略）

(2)・(3)　（略）

(4)　成分調整牛乳

1　成分規格

無脂乳固形分	八・〇％以上
酸度（乳酸として）	〇・二一％以下
細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）	五〇、〇〇〇以下（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）
大腸菌群	陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）
発育し得る微生物	陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。）

2　（略）

(5)　低脂肪牛乳

1　成分規格

無脂乳固形分	八・〇％以上
乳脂肪分	〇・五％以上一・五％以下
比重（摂氏一五度において）	一・〇三〇以上
酸度（乳酸として）	〇・二一％以下
細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）	五〇、〇〇〇以下（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）
大腸菌群	陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）
発育し得る微生物	陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。）

2　（略）

b　（略）

(2)・(3)　（略）

(4)　成分調整牛乳

1　成分規格

無脂乳固形分	八・〇％以上
酸度（乳酸として）	〇・二一％以下
細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）	五〇、〇〇〇以下
大腸菌群	陰性

（新設）

2　（略）

(5)　低脂肪牛乳

1　成分規格

無脂乳固形分	八・〇％以上
乳脂肪分	〇・五％以上一・五％以下
比重（摂氏一五度において）	一・〇三〇以上
酸度（乳酸として）	〇・二一％以下
細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）	五〇、〇〇〇以下
大腸菌群	陰性

（新設）

2　（略）

(6)　無脂肪牛乳

1　成分規格

無脂乳固形分　八・〇％以上

乳脂肪分　〇・五％未満

比重（摂氏一五度において）　一・〇三二以上

酸度（乳酸として）　〇・二一％以下

細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）　五〇、〇〇〇以下（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）

大腸菌群　陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）

発育し得る微生物　陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。）

2　（略）

(7)　加工乳

1　成分規格

無脂乳固形分　八・〇％以上

酸度（乳酸として）　〇・一八％以下

細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）　五〇、〇〇〇以下（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）

大腸菌群　陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）

発育し得る微生物　陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。）

2・3　（略）

(三)　乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準

(1)～(23)　（略）

(24)　調製液状乳

1　成分規格

発育し得る微生物　陰性

2　製造の方法の基準

牛乳のうち、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものの例によること。

3　（略）

(25)・(26)　（略）

(27)　乳飲料

1　成分規格

細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）　三〇、〇〇〇以下（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）

大腸菌群　陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものを除く。）

発育し得る微生物　陰性（ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものに限る。）

(6)　無脂肪牛乳

1　成分規格

無脂乳固形分　八・〇％以上

乳脂肪分　〇・五％未満

比重（摂氏一五度において）　一・〇三二以上

酸度（乳酸として）　〇・二一％以下

細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）　五〇、〇〇〇以下

大腸菌群　陰性

（新設）

2　（略）

(7)　加工乳

1　成分規格

無脂乳固形分　八・〇％以上

酸度（乳酸として）　〇・一八％以下

細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）　五〇、〇〇〇以下

大腸菌群　陰性

（新設）

2・3　（略）

(三)　乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準

(1)～(23)　（略）

(24)　調製液状乳

1　成分規格

発育し得る微生物が陰性でなければならない。ただし、常温保存可能品にあっては、この限りでない。

2　製造の方法の基準

保存性のある容器に入れ、かつ、摂氏百二十度で四分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により加熱殺菌すること。ただし、常温保存可能品にあっては、この限りでない。

3　（略）

(25)・(26)　（略）

(27)　乳飲料

1　成分規格

細菌数（標準平板培養法で一ml当たり）　三〇、〇〇〇以下

大腸菌群　陰性

（新設）

2　製造の方法の基準

原料は、殺菌の過程において破壊されるものを除き、保持式により摂氏六三度で三〇分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により殺菌すること。ただし、摂氏一〇度以下で保存することを要しないものにあっては、牛乳の例によること。

3　保存の方法の基準

牛乳の例によること。

(四)　(略)

(五)　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準

(削る)

(1)～(7)　(略)

(8)　乳の処理及び乳製品の製造に際し乳又は乳製品を殺菌する場合には、自記温度計を付けた殺菌機で行い、その自記温度計の記録は三月間（摂氏一〇度以下で保存することを要しないものにあっては消費されるまでの期間を踏まえた合理的な期間）保存すること。

(9)～(12)　(略)

(六)　(略)

(七)　乳等の成分規格の試験法

(1)　乳及び乳製品

1～7　(略)

8　乳及び乳製品の細菌数の測定法

a　(略)

b　牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、乳飲料、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳及び調製粉乳の標準平板培養法による細菌数（生菌数）の測定法

A　(略)

B　測定法

(略)

次の場合はこれを試験室内事故とする。

イ　集落の発生のなかった場合（無糖練乳、無糖脱脂練乳及び摂氏一一五度で一五分間以上加熱殺菌した乳飲料の場合を除く。）

ロ～ニ　(略)

2　製造の方法の基準

原料は、殺菌の過程において破壊されるものを除き、保持式により摂氏六三度で三〇分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により殺菌すること。

3　保存の方法の基準

保存性のある容器に入れ、かつ、摂氏百二十度で四分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により加熱殺菌したものを除き、牛乳の例によること。

(四)　(略)

(五)　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準

(1)　常温保存可能品にあっては、(二)の(1)の1、(4)の1、(5)の1、(6)の1若しくは(7)の1又は(三)の(27)の1に定める成分規格のほか、次に掲げるそれぞれの成分規格に適合していること。

1　牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳

アルコール試験（摂氏三十度±一度で十四日間保存又は摂氏五十五度±一度で七日間保存する前及び保存した後において）　陰性

酸度（摂氏三十度±一度で十四日間保存又は摂氏五十五度±一度で七日間保存する前と保存した後の差が乳酸として）　〇・〇二％以内

細菌数（摂氏三十度±一度で十四日間保存又は摂氏五十五度±一度で七日間保存した後において標準平板培養法で一ml当たり）　〇

2　調製液状乳及び乳飲料

細菌数（摂氏三十度±一度で十四日間保存又は摂氏五十五度±一度で七日間保存した後において標準平板培養法で一ml当たり）　〇

(2)～(8)　(略)

(9)　乳の処理及び乳製品の製造に際し乳又は乳製品を殺菌する場合には、自記温度計を付けた殺菌機で行い、その自記温度計の記録は三月間（常温保存可能品にあっては一年間）保存すること。

(10)～(13)　(略)

(六)　(略)

(七)　乳等の成分規格の試験法

(1)　乳及び乳製品

1～7　(略)

8　乳及び乳製品の細菌数の測定法

a　(略)

b　牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、乳飲料、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳及び調製粉乳の標準平板培養法による細菌数（生菌数）の測定法

A　(略)

B　測定法

(略)

次の場合はこれを試験室内事故とする。

イ　集落の発生のなかった場合（常温保存可能品、無糖練乳、無糖脱脂練乳及び摂氏一一五度で一五分間以上加熱殺菌した乳飲料の場合を除く。）

ロ～ニ　(略)

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第二条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
9　（略） （削る） 別記一～別記四　（略） (2)～(5)　（略） (6)　常温保存可能品及び充塡後殺菌製品 1　発育し得る微生物の試験法 a・b　（略）	9　（略） 10　乳のアルコール試験法 試料二mlを小型ペトリー皿に採り、これに試料と同容量の七〇％（v／v）エタノールを加えて混和し、凝固物の生成の有無を観察する。肉眼で凝固物を認めない場合をアルコール試験陰性とする。 別記一～別記四　（略） (2)～(5)　（略） (6)　調製液状乳 1　微生物の試験法 a・b　（略）
第八条　法第十条第二項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。 一　（略） 二　乳（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第一項に規定する乳をいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。）及び乳製品（同令第二条第十三項に規定する乳製品のうち、バターオイル、チーズ（プロセスチーズに限る。）、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第九号及び第十号において同じ。）	**第八条**　法第十条第二項の厚生労働省令で定める製品は、次のとおりとする。 一　（略） 二　乳（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第一項に規定する乳のうち、同令別表の二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部㈡　牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準の款⑴の３に規定する常温保存可能品を除くものをいう。次条第一号、第九号及び第十号において同じ。）及び乳製品（同令第二条第十二項に規定する乳製品のうち、バターオイル、チーズ（プロセスチーズに限る。）、アイスクリーム類、調製粉乳、調製液状乳、乳酸菌飲料及び乳飲料を除くものをいう。次条第九号及び第十号において同じ。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「旧乳等省令」という。）別表二の㈡の⑴の３の規定により厚生労働大臣が認めた常温保存可能品については、この省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「新乳等省令」という。）の規定にかかわらず、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日以前に製造され、又は輸入されたものを加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

２　乳飲料のうち、旧乳等省令別表二の㈢の㉗の３の保存性のある容器に入れ、かつ、摂氏百二十度で四分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により加熱殺菌したものの成分規格については、新乳等省令別表二の㈢の㉗の１の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

３　乳の処理及び乳製品の製造に際し乳又は乳製品を殺菌する場合の自記温度計の記録については、新乳等省令別表二の㈤の⑻の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

○農林水産省・国土交通省令第二号

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十一条において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十八条第三項の規定に基づき、農住組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十九日

農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

農住組合法施行規則の一部を改正する省令

農住組合法施行規則（昭和五十六年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

総理府
建設省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（測量又は検査の通知）	（測量又は検査の通知）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十一条において準用する土地改良法第百十八条第三項の規定による公告をする者は、その公告の内容について、前項の規定により行う掲示の期間、当該者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。	（新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省環境省令第一号

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令三百八十号）の施行に伴い、並びに特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第三十二条第一項及び第五十七条の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

令和六年三月十九日

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令

第一条　特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）の施行の際現に改正令による改正前の特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第一条第二号ロに掲げるテレビジョン受信機が廃棄物となったものの区分に係る特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第三十二条第一項の指定を受けている者は、改正令の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正令による改正後の特定家庭用機器再商品化法施行令（以下「新施行令」という。）第一条第二号ロに掲げるテレビジョン受信機が廃棄物になったものの区分に係る法第三十二条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

第二条　新施行令第一条第二号ロに掲げるテレビジョン受信機が廃棄物となったものに係る法第三十二条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同項及び法第三十四条から第三十六条までの規定の例により行うことができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条及び第三十条の十五の規定に基づき、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十九日

防衛大臣　木原　稔

陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令

（陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部改正）

第一条　陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部及び課）	（部及び課）
第五十八条　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。	**第五十八条**　師団司令部及び旅団司令部に、次に掲げる部を置く。
第一部	第一部
第二部	第二部

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第二条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下同じ。）の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
第三部 第四部 火力調整部（第一師団司令部、第三師団司令部、第四師団司令部、第六師団司令部、第八師団司令部、第九師団司令部、第十師団司令部、第十二旅団司令部、第十三旅団司令部及び第十四旅団司令部に限る。） 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	第三部 第四部 火力調整部（第一師団司令部、第四師団司令部、第六師団司令部、第八師団司令部、第九師団司令部、第十二旅団司令部及び第十四旅団司令部に限る。） 2　［同上］
（装備部の分課） **第十二条**　装備部に、次の四課を置く。 計画課 整備課 補給課 施設課 （計画課） **第十三条**　計画課においては、次の事務をつかさどる。 一　防衛及び警備の実施に関する後方補給計画に関すること。 二　輸送に関すること。 三　部内の事務の総括に関すること。 （整備課） **第十四条**　整備課においては、次の事務をつかさどる。 一　航空機の補給に関すること。 二　航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下「航空装備品等」という。）の整備に関すること。 （補給課） **第十五条**　補給課においては、次の事務をつかさどる。 一・二　［同上］ ［号を加える。］ （通信電子課） **第二十九条の三**　［同上］ **第二十九条の四～第二十九条の十四**　［同上］	（装備部の分課） **第十二条**　装備部に、次の三課を置く。 装備課 輸送補給課 施設課 （装備課） **第十三条**　装備課においては、次の事務をつかさどる。 一　防衛及び警備の実施に関する後方補給計画に関すること。 二　航空機の補給に関すること。 三　航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下「航空装備品等」という。）の整備に関すること。 四　部内の事務の総括に関すること。 **第十四条**　削除 （輸送補給課） **第十五条**　輸送補給課においては、次の事務をつかさどる。 一・二　［略］ 三　輸送に関すること。 （通信電子課） **第二十九条の四**　［略］ **第二十九条の五～第二十九条の十五**　［略］

（装備部の分課）

第五十七条の七　装備部に、次の三課を置く。

装備課
輸送補給課
施設課

（装備課）

第五十七条の八　装備課においては、次の事務をつかさどる。

一　［略］

二　航空機の補給及び航空装備品等の整備に関すること。

三　［略］

第五十七条の九　削除

（輸送補給課）

第五十七条の十　輸送補給課においては、次の事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　輸送に関すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第三条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職	
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］	十九　統合幕僚学校及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の学校	七十三　この項第二欄第十九号に規定する部局又は機関等（以下「学校」という。）の部又は部が置かれていない学校の課の長の属する職制上の段階	部長

改　正　前

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職	
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］	十九　統合幕僚学校及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の学校	七十三　この項第二欄第十九号に規定する部局又は機関等（以下「学校」という。）の部又は部が置かれていない学校の課の長の属する職制上の段階	部長

（装備部の分課）

第五十七条の七　装備部に、次の四課を置く。

計画課
整備課
補給課
施設課

（計画課）

第五十七条の八　計画課においては、次の事務をつかさどる。

一　［同上］

二　輸送に関すること。

三　［同上］

（整備課）

第五十七条の九　整備課においては、次の事務をつかさどる。

一　航空機の補給に関すること。

二　航空装備品等の整備に関すること。

（補給課）

第五十七条の十　補給課においては、次の事務をつかさどる。

一・二　［同上］

［号を加える。］

［略］	［略］	［略］	七十三の二　陸上自衛隊システム通信・サイバー学校サイバー教育部長を助け、部の事務を整理する官職の属する職制上の段階	副部長
［同上］	［同上］	［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年三月二十一日から施行する。